

犯罪被害者と死刑問題

はじめに

日弁連は、死刑執行停止法の制定を提唱し、その実現のために取り組むべきことのひとつとして犯罪被害者や遺族に対する支援・被害回復・権利の確立をあげていま

ここでは、死刑執行停止法制定については死刑存続問題を論ずるに当たっての出発点は、犯罪被害者の気持ちと現在おかれている状況を十分理解することである、と指摘したいと思います。

二 犯罪被害者遺族の気持ち

死刑廃止論の理論的支柱となっている岡藤重光教授は、死刑問題の根本は「心の問題」であるといわれています(『死刑廃止論第六版』)。これは、犯罪被害者遺族の心の問題の重大性を指摘したも

のです。

犯罪被害者、特に突然の犯罪により肉親を亡くされた遺族の悲しみは筆舌に尽くせないものがあります。

遺族は、犯罪被害の直後、食事をとることも眠ることもできず、今までの日常とはまるで違う感覚の中におかれ、時間が止まってしまつて述べています。その中で起こる精神的疾患については、PTSDという名称が付けられ、その

程度が大きき影響の広範性等が、様々な文献で指摘されています。遺族は、肉親を失ったことにより悲嘆に暮れますが、その半面、肉親を奪った加害者に対し激しい憎しみの感情を抱いています。「被害者は帰ってこないのだから」という言葉は、慰めになるどころか

かえって遺族を傷つけることになり

ます。遺族の気持ちを知らずに、土師守著『淳』、地下鉄サリン事件被害者手記集『それでも生きていく』、山下京子著『彩花へー生きる力をありがとう』等を読む必要があります。それが、死刑問題を議論する出発点です。

三 犯罪被害者遺族のおかれた状況

犯罪被害者遺族をサポートする体制は、日本では極めて不十分です。ですから、遺族は、孤立化してしまい、上記のような気持ちが悪化されるどころか増幅してしまうことがあります。

また、遺族は、マスコミによる興味本位の報道の対象とされてプライバシーを侵害され、心ない法

日弁連「死刑制度問題に関する提言」について

2002年11月、日弁連理事会において「死刑制度問題に関する提言」が承認された。提言は、我が国の死刑制度は、国際人権、基本的

本人権、誤判防止、人道上、適正手続、情報公開等の観点から看過できない重要な多くの問題があり、すみやかに全面的に見直し再検討を加えるべきであり、又死刑

制度の存廃に関しても国民的議論を展開すべきであるという基本的な観点から、①死刑執行停止法の提唱、②死刑に関する刑事司法制度の改善、③存続論議の活性化、④死刑に関する情報開示の実現、⑤死刑に代わる最高刑の提言、⑥

犯罪被害者問題についての取り組み等を推進する旨の提言となつている。

この提言は、日弁連において1993年以来、日弁連の関連委員会の委員で構成される死刑制度問題対策連絡協議会を設置して、日弁連としての提言を策定すべく

長年にわたって議論検討を重ねてきた結果である。又、ほぼ死刑執行の度に提出された日弁連会長声明や「死刑に直面する者に対する権利保障の状態が国際人権基準等に照らし違法状態にあるので、死刑執行は差し控えるべきである。」とする1997年日弁連理事会決

議、死刑制度に関するシンポジウム等弁護士会としての取り組みの基本的立場や活動を踏まえつつ、現時点で様々な見解や立場を超えて共通して会をあげて取り組むべき課題を明らかにしたものである。

今日、死刑廃止や死刑制度の改善を求める国連や国際社会の動向、欧州評議会からの働きかけ、日本に身近な韓国や台湾の死刑廃止への動き、国内における死刑廃止議論の動きなど、死刑制度問題をめぐる動きが活発化している。こうした動きに日弁連として

も積極的に対応する必要がある。提言の承認を受けて設置された「死刑制度問題に関する提言実行委員会」の役割と課題は大きい。全国単位会からも、提言を受けて活発な議論と取り組みが期待されることである。(柳 重雄)

律関係者による事情聴取を受け、深刻な二次被害を被る場合があります。遺族は、加害者に関する刑事司法手続の中で証拠品として処遇されるだけであり、被害回復をし尊厳を回復するための情報を得る保障は未だ十分には与えられておりません。

犯罪は社会が生み出したものであり、これについて国家が被害者の復讐を禁じて加害者の防衛権を厚く保障するならば、被害者も国

家的社会的に厚く保護される必要があります。このような犯罪被害者支援策を早急に整えることも死刑問題を議論する出発点ではないでしょうか。

遺族の中には死刑廃止を主張される方もおられますが極めて少数派です。まずは、多くの遺族の気持ちとおかれた状況を直視し理解してから死刑問題を議論してほしいと思います。(若林 実)

国際社会における死刑存続問題

2003年1月現在、死刑の存置国・地域が84なのに対し、廃止国・地域(事実上を含む)は111とこれを大きく上回る。とりわけ欧州地域では1985年、欧州評議会(CE)において平時における死刑廃止を定めたヨーロッパ人権条約第6議定書が発効し、02年2月には戦時を含むあらゆる場

における死刑廃止を定める第13議定書が採択され、現在では旧東欧・ロシア(死刑執行停止・モラトリアム・実施中)も含め、事実上の死刑廃止が実現している。EU加盟を目指すトルコが昨年8月、死刑廃止法案を通過させたことは記憶に新しい。死刑廃止の潮流はアジアにも及び、韓国では199

昭和23年12月29日、熊本県人吉市内で起きた折橋師一家殺傷事件は、2人の方が死去され、2人のお子さんが重傷を負われたという事件でした。その事件で私が疑われたわけをごさいます。全くなんの証拠もない。ア

警察官がした事件処理は、最高裁の確定判決に類するという謬がございいます。強制誘導尋問を使用して否認なしにその自由調書に捺印を押しするようにするんです。一旦、捺印を押したならば、いかにそれに反論しても、その

死刑確定囚の経験

免田栄氏の大阪シンポ発言抜粋

2003年1月18日

リバイもあるのにアリバイを全部警察が消してしまう。1人の

まま最高裁まで行って確定します。

死刑が確定しまして、6回、再審をしまして、ようやく社会に出てきたんですけど、その間に、死刑囚を約80人近く刑事場に見送りました。その一人ひとりの死刑囚が最後に刑場に連れられていく姿を見たんですけれども、本当に死刑判決とい



私の死刑が確定したのは昭和26年12月25日、クリスマスの当日でございまして、私が今日あるのは、日本弁護士連合会の支援もありましたけれども、社会奉仕事業を長くやっておられ

うものに素直に従って行かれる方は少ないんです。で、私はその姿を見て、もし、自分が社会に出られたならば、死刑だけはなくしたい、死刑だけはなくしてほしいと思いましたが、社会に出て、私が、今でも、重い荷を負っているのは、再審が無罪にはなりませんが、いまだに一番の死刑判決は消えてないからです。まだ私は死刑囚なんです。もう一つは、無罪の判決があっても、その死刑囚が無罪になっても、釈放する条文が刑事訴訟法にないんです。それと年金の受給権がないんです。このよう

な矛盾があるんです。これから生涯、死刑廃止の運動を続けていきたいと思っ

シンポジウム
「死刑廃止を推進する議員連盟の死刑執行停止法案とは何か」

開催日 2003年5月24日(土)
開催場所 弁護士会館2階講堂クレオ
主催 日弁連

第1部 12:30~13:30
テレビ画面上映
【アカロク
~ある殺人に関する物語~】

第2部 13:50~17:50
パネルディスカッション
【議連の死刑執行
停止法案を考える】

【パネリスト】
議連メンバー(亀井静香会長等)、
学者、犯罪被害者遺族ほか
【コーディネーター】
大谷昭宏(ジャーナリスト)

《お問い合わせ》
日弁連法制第2課(TEL03-3580-9854、FAX03-3580-2866)
~参加費・事前申込は不要です~

きも盛んだ。(田鎖 麻衣子)